

5 / 8 新型コロナウイルス感染に関する相談・受診の目安が変更されました

2020. 5. 9

島根県立矢上高等学校 保健室

<変更前>

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感(けんたいかん))や息苦しさ(呼吸困難)がある場合 高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合 ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合



<変更後>

「37.5度以上の発熱が4日以上続く」との表記を削除

- ①息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある
- ②高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある
- ③比較的軽い風邪が続く

3項目のうち1つでも該当すれば、すぐに帰国者・接触者相談センターに相談すること

♥♥♥ 変更内容をしっかり理解して行動しましょう ♥♥♥